

「実子誘拐」

緊急対談

鈴木貴子
自民党衆議院議員

三谷英弘
自民党衆議院議員

文部科学大臣政務官

一刻も早く法改正を

私も「実子誘拐」された

——将棋の橋本崇載たかのり八段の独占手記
「『実子誘拐』は犯罪だ」を小誌六月号
に掲載し、話題を呼びました。

生後四カ月の息子さんを奥さんに
連れ去られ、その後、一年八カ月の
の間、息子さんと会えていません。
三谷 なぜ三十八歳の若さで将棋の
世界から引退しなければならなかつ
たのか、橋本さんの才能がこういう
形で奪われてしまったことを非常に
残念に思います。

子どもを連れ去られたあとも、奥
さんのご両親も交えて何回か家族会
議を行っていた、と手記には書かれ
ています。当事者同士が努力をし、
話し合いを重ねていたところに弁護

士が介入。それから状況は一変しま
した。慰謝料請求の書面が届き、子
どもにも会わせてもらえず、奥さん
との連絡が不通に……。

手記を読んで改めて、「これはいつ
たい何なんだ？」とやるせない思いを
強く持ちましたね。

——書面には、「婚姻関係が破綻し

たのは、貴殿が暴言や妻を何時間に
もわたって責め続けたことが理由で
あり、貴殿は慰謝料を払う必要があ
る」などと書かれていました。

鈴木 橋本さんはお子さんの顔も名
前も公表しました。私にも一歳と三
歳の子どもがいますが、子どもの名
前と顔を出すということは親として
すごい抵抗があります。公表するこ
とで世間から多くの批判も浴びる。
それをわかっていながらやるという
のは、並大抵の覚悟ではできません。
逆に言えば、あそこまでの覚悟を

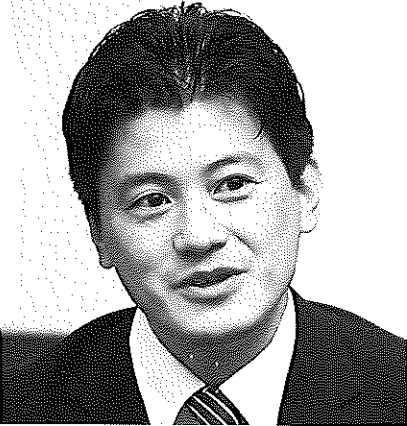


決めざるを得ない状況にまで追い込まれたということでしょう。

——「実子誘拐」を指南する弁護士は「拉致弁」(拉致弁護士)と呼ばれています。

鈴木 「拉致弁」なる言葉は、私はあまりよろしくないとは思うんだけれども、ただ一方で、こういう言葉が生まれるくらい偏った状況にあるのも事実です。

子どもの最善の利益であるとか福



祉であるとか、権利というものを弁護士はいかほど考えているのか。おそらく何も考えてはいないでしょう。この点がもつとも承服できない。

私も三谷先生も議連(共同養育支援議員連盟)で、いわゆる「連れ去り勝ち」「虚偽DV」「親子(面会)交流拒否」「片親疎外」などの問題解決に向けて一緒に行動していますが、この問題を発信すると、反応の嵐というか、非難の嵐にさらされますよね。

(撮影/今井一詞)

三谷 さらにされますね。

鈴木 「女性のくせにDV被害者のことがわかってない」とか「DVの二次被害だ」といった意見がきますが、我々はDVを肯定しているわけではありません。

離婚のため、もしくは親権のためにDVを悪用というか、濫用というか、そういうことはやめていただきたいというのが我々の真意です。

コロナ禍でのDV増加・深刻化に対応するため、電話やメール、オンラインチャットなどで二十四時間相談できる「DV相談+」もスタートさせました。苦しんでいる方には躊躇せず、安心安全の確保のためにあらゆる支援を頼っていただきたいと強く願います。

——虚偽DVによって、子どもと会えなくなった親はたくさんいます。が、まだまだ認知されていません。

三谷 この問題を知らない人はみな、子どもに会わせてもらえないのは本人に落ち度があるからだと思っ
ているんですよ。普通の親であれば離婚したって子どもに会えるだろ
う、会わせてもらえないのは何かしらの問題があったからだ、と。この
ような誤解、偏見が当事者にとって
は非常にづらい。

子どもに会えないだけじゃなく、それまで頑張ってきたことをすべて否定され、親として失格の烙印を押されてしまうわけですから、これ以上の苦しみはありません。

子どもを連れて逃げなさい

——子どもを連れ去られ、取り戻そうとしたら逮捕されてしまったというケースは多々あります。

三谷 ここには本当にいくつも問題があって、橋本さんも手記のなかで

「連れ去られて連れ戻せば、逮捕されてしまうのです。これがいまの日本の裁判所のルールです。信じられませんか」とおっしゃっていますけど、これは完全におかしいですよ。

最初の連れ去りは無罪で、連れ戻せば逮捕されてしまうなんて、あまりにもアンバランスですよ。このことが世の中に認知されればされるほど、離婚の可能性が出てきたらまず子どもを連れて逃げなさい、もしくは相手を家から追い出さない、ということになる。これでは子どもがあまりにもかわいそうです。

そもそも弁護士は誰の利益のために仕事をするのかといえば、依頼者（クライアント）なんです。司法研修所で何度もこのことを教わる。クライアントのために仕事をしなさい、と何度も叩き込まれるわけです。

離婚事案で、弁護士は子どもの代

理人ではありません。あくまでクライアントは離婚当事者ですから、母親もしくは父親の利益のために弁護士が仕事をするのは当然といえば当然となる。

だからこそ、本来であれば裁判所が子どもの声をしっかりと聴く大事な役割を担わなければなりません。

鈴木 いい意味での司法介入ですよ。ね。

三谷 そうです。ですが、裁判官も事実上、調査官の言いなりなので、子どもの側に立って物事を考えてくれています。ここが最大の問題点です。

鈴木 我々は森前法務大臣にも上川法務大臣にも、「離婚時の養育費の支払いを含む共同養育に関する取り決めについて」という提言を申し入れました。ここで我々がこだわったのは「離婚時」という言葉です。

これまでは離婚後の養育費とか、離婚後の面会交流とか、夫婦関係が完全に切れたあとの話ばかりでした。でも実は、離婚に向けて走っている段階で、子どもにはいろんな不利益、不平等、不条理がある。

ですから、すごく細かなことだけれども、法律を作る我々もそうだし、法律に基づいて裁判を行う司法もそうだし、双方の意識の変革を促すためにも、「離婚時」という言葉にこだわったわけです。

離婚時、あるいはその前後、そこに至る過程をちゃんと見たなかで、子どもの福祉であるとか、利益であるとか、何よりもやっぱり権利というものを忘れないようにしていただきたい。

DV認定の定義が曖昧

——最初の連れ去りを有罪にしてし

まえば、被害を抑えられるのではな
いでしょうか。これはすぐにでもで
きそうな気がするのですが。

鈴木 DVには身体的なものもあれ
ば、経済的なものもあれば、心理的
なものもある。ですが、警察や司法
において、「DV認定の定義はこれ
だ」というものがありません。だから
変な話、自己申告のみで支援措置を
目的外使用することができてしま
う。そうなれば、いまの法制度上、
そこを覆すのは非常に難しい。

私はやはり、真に支援や避難が必
要な人を確実に救済するためにも、
DV防止法の然るべき改正が必要だ
と思っています。

定義が曖昧だからこそ、連れ去つ
たものの勝ち、先にカードを切った者
勝ちといった不自然な状況が生まれ
ているのではないでしょうか。

三谷 接近禁止命令などの保護命令

を命ずる場合であればDV認定は比
較的厳格に行われるのですが、他方
で、離婚過程におけるDV認定は厳
格じゃないんです。

一般論としてですが、弱者となり
がちな女性を守るという意味では、
DV相談の門戸は広いほうがいい。
相談者に寄り添うという観点から、
行政がいちいち相談者が言うことに
疑義を差しはさむ必要はありません
し、緊急性を要する場合であればな
おさら、DV被害を訴えるほうの声
がそのまま真実であるという前提に
立って対応することは悪いことでは
ありません。

ですが、仮にそうだとしても、そ
こで言われている話が子どもの親権
や監護権を生涯にわたって相手から
奪うに足りる(信憑性のある)話な
のかどうかというのはまったく別の
話ですし、そこは本来、別途しっか

りと見極めなければなりません。

山尾議員と倉持弁護士

——二〇一八年、倉持麟太郎くらもちりんたろうの元妻が『週刊文春』に「山尾志桜里やまおししおりさん、夫と息子を返して」という手記を発表しました。それによって、倉持弁護士は元妻と二歳の息子との面会交流を拒否。そして先日、倉持弁護士が自殺していたことを『週刊文春』がスクープしました。

三谷 結局、子どもに会わせる、会わせないという判断を、事実上すべて同居親が決めていることが最大の問題です。このケースもそのようですが、子どもに会わせないという判断を同居親が勝手にしてしまうケースが極めて多い。

そうすると、どうなるのか。子どもと引き離された親は、常に同居親の機嫌を窺うことにならざる

をえない。いつ何時、子どもと会えなくされるかわからないという恐怖とともに、人生を送らなければならなくなってしまう。こんな不公平な話が当然のように罷り通っているのが、いまの日本の現実です。

ちなみに、これは親権を失う離婚後に限った話ではありません。

「実子誘拐」の被害者の多くは、離婚前であつても同じ状況に置かれています。離婚するための話し合いをするという過程では、まだ親権はどこにもある。法的には同じ立場であるにもかかわらず、同居親の意向に逆らえば懲罰的に子どもと会えなくされる。これは明らかにおかしくないですか。子どもと会えない絶望で自死される方も少なくありません。

鈴木 自殺は複合的な要因が絡むのでひとつの要素が原因だと決めることはできませんが、自死したという

事実は重く受け止めるべきです。

——常識的に考えて「連れ去り勝ち」という状況は異常です。

鈴木 連れ去ったほうが有利になる状況もそうですが、連れ去った背景に何があるのか。ここをしっかりと見極めないとけません。ただ、先ほど三谷先生もおっしゃったように、「連れ去っただけの止むに止まれぬ事情があつたんでしょ」という意識が世間に強いのもたしかです。連れ去りの被害者になるまで対岸にいるというか、当事者になるまでわからない。

一方、連れ去った側は、尖閣周辺における中国と同じで、既成事実をどんどん積み重ねている感じはしますよね。

三谷 弁護士の自分が言うのもおかしい話ですが、弁護士が介入することで事案の解決が逆に遠のくというケースが本場に多い。「離婚をしたい

んでしょ?」「親権を欲しいんですよ?」「それなら、子どもを連れて逃げなさい」となるわけです。

さらに、「何か暴言を吐かれたことはない?」「夫婦喧嘩の身を教えろ」「それはモラハラだよ」と対立構造を見つけて出して夫婦の葛藤(かっとう)を高めることができれば、確実に子どもの親権を確保できる——残念ながら、いまの法制度上はそうなんですよ。

いまの法令をちゃんと理解して、いままでの判例をしっかりと勉強している弁護士であれば、みんな当たり前前に行ってしまう。最近では、どちらが先に子どもを確保するかが勝負の分かれ目ということが常識となったので、男性が先に女性を追い出して子どもを確保するケースも増えました。子どもに会えず苦しんでいる女性が増えていることも、ぜひ知っていただきたい。

弁護士は口先では子どものためになどときれいごとを言いますが、子どものことはあくまで依頼者の意向に沿う範囲でしか考えません。

だからこそ、何とかしていまの法制度を変えなければならぬ。片方だけが親権を持てる仕組みや、親権を持った親が面会交流させるかどうかを決められる(面会交流をさせないことができる)仕組みそのものを変えなくてはいけない。以前から言っています、諸悪の根源は単独親権です。

鈴木 「離婚弁護士」と検索すると、「女性の味方・離婚に強い弁護士」とか、「不利な離婚になってしまいう前に専門家と一緒に準備を」などといった広告がトップに出てくる。「絶対に親権取らせませう」と謳(うた)う弁護士サイトなど普通に考えたら絶対におかしいと思うけど、何が何でも別れたい、

子どもの親権も取られたくないと思う親は、そういうところにアクセスしてしまおう。

現行法では無理でしょうが、このような広告を規制する必要があると思います。

勉強が足りない裁判官

——では、現状でいちばん悪いのは誰ですか。

三谷 圧倒的に裁判官が悪いですね。世の中で起きていることに不感症になりすぎていて、最新の事案を含めて勉強が足りません。

鈴木 これだけ大きな社会問題になっているのに、最新の事案を勉強していない?

三谷 何を勉強するかは個々の裁判官の裁量ですから、強制はできません。法律や過去の裁判例に従っておけば、最悪、上訴(抗告)されても

その判断を覆されることはまずありませんし、何も責任は問われません。本当に月一回二時間の面会でよいのか、親子断絶を引き起こす不当な面会拒否がいかに行われているのか、正面から勉強しようと思わないのが現実です。

——日本にはろくな裁判官がいないと。

三谷 いまの家裁の裁判官が優秀でないとは言いません。ですが、世の中の動きをもっと勉強し、自己研鑽けんさんを重ねてほしい。残念ですけど、家裁の裁判官は、調査官が書いたことをそのまま判決文に書くケースが本当に多い。調査官は親子の関係は見る事ができて、事実認定をする能力ははずです。

たとえば、親権をめぐる争いのなかで本当に夫婦間にDVがあったのかなかったのか、これはまさしく裁

判官が行うべき事実認定の問題ですから、専門家として裁判官自身が己のプライドをかけて、しっかり証拠に基づいて事実認定をしていただきたいと思えます。

多様性がないのは共産党だ

——女性議員でこの問題に取り組んでいる議員は少ないですが、鈴木先生は何がきっかけだったのでしょうか。

鈴木 子どもを奥さんに連れ去られ、子どもと会えなくなり、裁判をしたけど負けてしまったという知人がいたことがきっかけのひとつですね。ちなみに、奥さんは浮気をされていたそうです。

もうひとつは、子どものアドボカシー（擁護・代弁）をする機関が日本にも必要じゃないか、とかねてよく考えていたからです。離婚は夫婦

の問題だけではありません。子どもも大きく影響を受けるにもかかわらず、いつも蚊帳かやの外。子どもの声も誰も聞こうとしないし、子どもの意見を代弁してくれる人が誰もいないというのがおかしいですよ。

でも、私も結婚して五年くらい経つはずなんですけど（五年経つよな？）、夫婦喧嘩をして「このヤロー」となったタイミンクで離婚したら、夫を子どもと会わせたくないと思いかもしれません。結婚するときには好きで結婚する。でも、離婚するときは真逆の感情で離婚するわけですから、そう簡単ではないでしょう。どこまで冷静に対応できるか、どこまで本当に自分の子どもの権利を考えてあげられるか、私自身も正直いつて自信があるわけではありません。だからこそ、法制度を整え、子どもの権利を代弁できる機関を早急

につくるべきです。

三谷 単独親権なのは、先進国で日本だけです。子どもの権利を考えるなら、それこそいわゆるリベラルの方々には頑張っていただきたい部分ではあるんですけど……。

鈴木 リベラルと自称する人たちのリベラルって何？って思います(笑)。

自民党は多様性の「た」の字もありません。でも、ちよつと待ってくと。共産党と自民党を比べたら、多様ななんか自民党のほうがよっぽどありますよ。共同親権賛成から反対まで、自民党は多種多様です。

一方、共産党はどうですか。みんな同じ質問、みんな同じ考え。多様な「た」の字もないのは、明らかに共産党のほうでしょう。

——共同養育支援議員連盟に、共産党の議員はいないのでしょいか。

鈴木 そもそも、共産党の先生が議連に入るときは個人の考えでは入れない。党としての方針に基づいているか、の確認が必要だと伺ったことがあります。個人の考えを聞く機会もないので、共同親権について共産党の先生方がどう思っているのかすらわかりません。

政治主導でやるしかない

——三谷先生はこの問題と長くかわっておられますが、少しは進展しているのでしょうか。

三谷 この問題に対する認識はかなり広がったと思います。一時期はもう本当に……。

鈴木 針のむしろ？

三谷 まあ、そうですね(笑)。でもいまは党の政務調査会、たとえば「虐待等に関する特命委員会」においてもこの問題が取り上げられるように

なりましたし、認知も進みました。共同養育支援議員連盟の会長代理である上川先生が法務大臣をされているので、大手を振って議論していいんだ、という雰囲気は出てきたように思います。

それに、当事者の方々がめげずにつつと声を上げてくださったのも大きい。古くはT H E虎舞竜の高橋ジョージさん、いまでは我らのハッシー、橋本さん。彼らのような著名な方をはじめ、本当に多くの当事者たちの声が、やはり政治を動かす原動力になっています。

加えてメディアで言うと、『Hanada』さんが覚悟を決めてこの問題を取り上げてくれたのが大きいですね。以前は、この問題を取り上げた新聞社や出版社に反対派が総攻撃をかけて、上層部の判断でその記事を削除するみたいなのが当たり前にあった

んですよ。

鈴木 いいことだとは思いませんが、当事者が増えたことにより声が大きくなった、という側面もあるのではないのでしょうか。それによって世間の認知度も高まっている。

当事者の声を拾うというのは政治家として当然ですが、一方で、当事者同士に任せていたらどうにもならないことの極みが、この問題です。だからこそ、政治判断というか政治主導でやるしかない。

議連のメンバーの最終ゴールは同じですが、政治家のなかにも様々な経験や背景を持っている方がいますので、冷静な議論ができるプラットフォームがより重要になってきます。

三谷 議論の場はいま二つあって、ひとつは法務省、つまりは法制審議会の中での議論。法務省のなかで議論のプラットフォームができたの

はありがたいのですが、メンバーを見る限りは、一気に進むというメンバーではありません。正直、まだまだ時間はかかるかなという印象です。

鈴木 審議会で出た答申がそのまま形になるのではなくて、それを基にまた議論が行われます。一つの方向性が出れば文書を取りまとめますが、共同親権のような意見が割れるケースは、こういう意見がありました。た、こういう意見もありました、で終わる可能性が高い。残念ですが。

日弁連も問題解決への障害

三谷 話が途中になりましたが、もうひとつの議論の場は、先ほども申し上げた自民党の「虐待等に関する特命委員会」です。与党としてリーディングを發揮してこの問題を進めていくためには、党内での公式な議論が重要です。議論はまだ始まっ

たばかりですが、党内にはこの問題について様々な思い入れをお持ちの先生方もいらっしゃると思いますので、なかなか一筋縄とはいきません。

鈴木 感情と感情のぶつかり合いではなく、データを基にしたエビデンスベースの議論をすべきです。政治家は冷却装置でなければならぬのに、感情論で突っ走るとろくなことはありません。

データがすべてとは言いませんが、大人のエゴで子どもを振り回すような負の遺産を壊すためには、やはりデータを活用するしか手はない。

——日弁連はどうですか。

三谷 彼らも全然ダメですね(笑)。特に男女共同参画に携わっている弁護士も多くは、共同養育・共同親権を求める声に「ミリでも耳を傾けたら負け」と思い込んでいるのではないか、というくらいに頑なです。この

問題で犠牲になっている子どもはたくさんいますし、子どもを奪われて泣いている女性もたくさんいるのに、なぜだかまったくそこには目を向けませんよ。

そういう姿を見ていると、一部の弁護士は「自分が信じる正義」のためだけに行動していると思えないう。彼らもこの問題を解決するうえでの障害だと思っています。

鈴木 そのとおりだと思います。私は弁護士の内情に詳しくはありませんが、すごいですよね、政治家の派閥以上の力関係を感じることもあります。

三谷 もちろん、個別に話すとして、かなり問題の所在を分かっている弁護士もたくさんいらっしゃいます。でも、日弁連という団体になるとそうはいかない。女性の声を代弁される方々の立場が強いのでしょうか、片

親疎外の問題は、子どもの権利が侵害されている話であるにもかかわらず、なかなか日弁連としてメッセージを発することは期待できません。現実には苦しんでいる弱者の声に耳を傾けていただきたい。

日本は北朝鮮に並んだ

——昨年七月、EUの欧州議会本会議で、日本人の親が日本国内で子どもを拉致することや、別れた相手と面会させないことなどを禁止する措置を迅速に講じるよう日本政府に要請する決議案を、圧倒的多数で採択しました。

このような屈辱的な決議がEUから出されても、反対派の政治家、無関心な政治家の意識は変えられないものなのでしょうか。

三谷 EUがほかの国に対して批判的な決議を行うということは、基本

的にはない。それが日本に対して出されたということは、非常に重いことです。

鈴木 「指摘は当たりません」と、外務省は頑なでしたね。明らかに勉強不足、理解不足でした。外務省は「ハーグ条約は遵守している」と繰り返し言いましたが、決議は、国内におけるいわゆる「連れ去り」にも等しく対応すべき、という指摘です。

役所としては所管外ということ、子どもへの重大な虐待である」と決議で強調されてもピンとこなかったのでしょうか。

我々の議連で、外務省の担当者は「外国人にどうやって説明したらいいのか、法務省と連携して取り組んでいきたい」とも述べています。それに対して宗男先生が、「どういふことだ！」と宗男節を發揮しておられましたが(笑)。

三谷 そうでしたね(笑)。

外務省には二つの顔があります。

ひとつは具体的な行政事務について所掌する官庁としての顔と、もうひとつは日本として対外的なメッセージを発するスポークスマンとしての顔です。

ご案内のとおり、法務省は国内での離婚の問題を、外務省は国際的な離婚の問題を取り扱います。だから、外務省としてどう考えてるんだと訊かれた際には、国際的な離婚の事案に関するハーグ条約についての日本の立場と、国内と国外とを問わず、指摘を受けた離婚問題について日本としてどう考えるかというメッセージを発するスポークスマンとしての立場、双方の立場を踏まえてメッセージを発する必要があります。

親日国が集まっているはずのEUにおいて、日本に対して非難決議が

採択されるにはそれだけの理由があります。だからこそ、最初にメッセージを発信する時点では法務省に対して確認を十分に取るべきでした

し、外務省としては、法務省が言うことを単に鵜呑みにするのではなく、「法務省に対して事実関係をしっかりと確認するよう指示しました」というトーンで回答を行うべきでした。

鈴木 適切じゃないから対日決議が出たんです。これはかなりイレギュラーなことであり、欧州議会で決議が出されたことは、北朝鮮と日本が並んでしまった恥ずべき事態です。

——最後に、子どもと会えずに苦しんでいる「実子誘拐」の被害者に向けてメッセージをお願いします。

三谷 ここ数年において確実に前進しているという確信があります。とはいえ、どうすれば連れ去り勝ちを生まない仕組みをつくることができ

のか、引き続き検討中です。

本丸は共同親権ですが、「共同親権導入まであと何年かかるの?」と思っている方も多いでしょう。残念ながら、具体的な数字を出せるところまではまだできていません。

でも、必ず突破口はありますので、それを信じていただいで、一緒に頑張ってくださいましょう。

すぎたかこ

一九八六年二月五日生まれ。カナダの高校、大学を卒業。二〇〇九年、NHK入局。番組制作ディレクター。二〇一二年、第四十六回衆議院議員総選挙に北海道七区から挑戦し次点。翌年、繰り上げ当選。以来、最年少議員として三期連続当選。第四次安倍改造内閣にて防衛大臣政務官就任。現在は二期目となる党副幹事長。最近では党内における孤独対策を牽引し、担当大臣の設置を実現する。私生活では一児の母。

みたにひでひろ

一九七六年六月二十八日生まれ。栄光学園高等学校、東京大学法学部年、ワシントン大学ロースクール修了。二〇〇一年から弁護士。T.M.I総合法律事務所として、メディアやエンタテインメント等の分野を中心に扱う。二年、衆議院議員総選挙で初当選。一七年に二期目の当選を果たす(神奈川県八区)。一九九年秋から自民党経済産業部会副会長。二〇年九月、文部科学大臣政務官、内閣府大臣政務官、復興大臣政務官に就任。